

子どもの未来のための小児保健の役割

小枝 達也^{1,2}

¹ 日本小児保健協会 会長

² 国立成育医療研究センターこころの診療部

平成30年12月14日に「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」、いわゆる成育基本法が公布されました。これを受けて、令和3年2月9日に「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」が閣議決定されました。その基本方針は、「成育過程にある者等を取り巻く環境が大きく変化している中で、成育医療等の提供に当たっては、医療、保健、教育、福祉などのより幅広い関係分野での取組の推進が必要であることから、各分野における施策の相互連携を図りつつ、その需要に適切に対応し、子どもの権利を尊重した成育医療等が提供されるよう、成育過程にある者等に対して横断的な視点での総合的な取組を推進する」というものです。日本小児保健協会は、この基本方針を支持し協力してまいりたいと思います。とくに横断的な視点で取り組めるのが本協会の強みであると自負しています。

この基本方針の具体的な施策として「成育過程にある者等に対する保健」があり、当協会が主に関連する事項です。①妊産婦等への保健施策、②乳幼児期における保健施策、③学童期および思春期における保健施策、④生涯にわたる保健施策、⑤子育てや子どもを持つ家庭への支援の5つが示してあります。どれも本協会がこれまでも関わってきた内容ですが、とくに乳幼児期における保健施策には大きく貢献してきており、これを継続するとともに四者協などの関連団体と共同して、より幅を広げていきたいと思っています。

COVID-19流行の先行きが見えない今、オンラインによる子育て相談や保健指導、あるいは健診などの代替手段の可能性の検討が急がれる課題でしょう。またCOVID-19の感染予防はほかの感染症予防にも有効でありました。今後は小児医療のパラダイムシフトとともに、小児医療と小児保健の近接化も進むと思われます。こうした大きな時の流れに乗って、小児保健の必要性がさらにアピールされるように取り組むことが本協会に求められています。